

県内の全市町は、平成27年度から一斉に
個人住民税の特別徴収を完全実施します

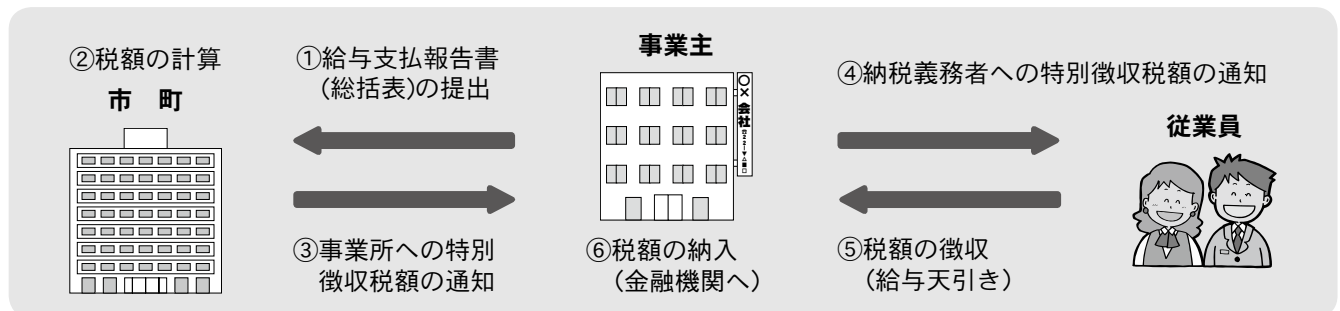
【問合せ】 税務課市民税係 ☎24-1111
内線 2535 または各支所税務係

【特別徴収とは】

所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、個人住民税を毎月従業員に支払う給与から天引きし、納入する制度です。所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収するこ

とが法律など（地方税法第321条の4および宇和島市税賦課徴収条例第44条）により義務づけられています。そのため、事業主の皆さんは、特別徴収義務者として法人・個人を問わず、原則すべての従業員（アルバイト、パート、専従者(家族従業員)、役員などを含む）について、個人住民税を特別徴収する必要があります。

【特別徴収のしくみ】



【特別徴収のメリット】

従業員の皆さんにとって納付回数が年に4回の普通徴収に比べ、特別徴収は年12回（6月から翌年5月まで）で毎月給与から天引きされるため、1回あたりの負担が少なくてすみます。また、納期ごとに金融機関などに出向く手間が省け、納付忘れの心配も

ありません。さらに、所得税の源泉徴収事務と違い、事業主が各従業員の税額を計算することはありません。徴収する税額は、事前に市から送付する税額通知書に記載されており、その額を給与から天引きして、そのまま事業主に市へ納めてもらいます。

<給与支払報告書の提出について>

所得税の源泉徴収義務のある給与の支払者は、原則、パート・アルバイトも含むすべての従業員について、平成26年中に支払った給与の給与支払報告書を平成27年1月1日現在居住している市町村に提出しなければなりません。

【提出期限】 2月2日(月)まで

【提出先】 税務課市民税係または各支所税務係

※例年、締切直前は窓口が大変込み合います。

なるべく早目の提出をお願いします。

※普通徴収切替理由に該当しない場合は、原則、特別徴収です。

なお、平成26年度税制改正により、平成27年度から農耕作業用の小型特殊自動車（トラクターやコンバインなど）とそのほかの小型特殊自動車（フォークリフトなど）は次のとおり、税率が変わります。

【問合せ】 税務課諸税係 ☎24-1111 内線 2528

車両種類	変更前	変更後
農耕作業用小型特殊自動車	1,600円	2,400円
そのほかの小型特殊自動車	4,700円	5,900円

固定資産税に関するお知らせ

【問合せ先】 税務課 ☎24-1111 (家屋係) 内線2537・2538
(土地係) 内線2512・2536 または各支所税務係

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税されます。次の事項に当てはまる人は、連絡、各種届け出、または申告を行ってください。

<家屋について>

平成26年中に次のとおり、家屋に変更があった場合は手続きを行ってください。各申告用紙は、市ホームページからダウンロードできます。記載方法など、不明な場合は、お問い合わせください。

【新增築した場合】

平成27年度より、新たに新增築した家屋について課税されますのでご連絡ください。また、新增築家屋の評価額算出のため、家屋調査を行います。調査の際は、ご協力をお願いします。

【取り壊した場合】

平成27年度より、課税の対象外となりますので、「家屋滅失届」を提出してください。

【未登記家屋の所有者に変更があった場合】

売買・相続などにより、所有者に変更があった場合、「未登記家屋に対する固定資産税の納税義務者名義の変更申請書」を提出してください。届け出のない場合は、変更前の所有者に課税されますので注意してください。

<土地について>

【住宅用地に対する課税標準の特例措置】

住宅用の敷地として使用されている土地は、税負担を軽減するために、特例措置が設けられています（課税標準の特例措置）。

家屋の新增築・取り壊しを行った場合は、上記の届出をしてください。土地についての特例措置の適用が変わる場合があります。

<償却資産について>

償却資産については、所有者が1月1日現在の資産内容（名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数など）について、毎年1月31日（※今回は土曜日のため、2月2日）までに申告することになっています。

【償却資産とは】

工場・商店・養殖業などを営んでいる事業主が、その事業のために使用する構築物・機械工具・船舶・器具備品などの有形固定資産をいいます。

【申告義務者とは】

平成27年1月1日現在、市内において事業用の償却資産を所有している個人または法人の事業主です。該当する人は、必ず申告してください。なお、申告用紙はすでに送付していますが、届いてない場合は税務課償却資産担当まで連絡してください。

【提出・問合せ先】 税務課家屋係償却資産担当

☎内線2534 または各支所税務係

トラクター・田植え機などは軽自動車税の申告が必要です

トラクター・乗用装置のある田植え機などは軽自動車税が課税されます。所有している人は、公道を走らない場合でも、申告をしてナンバープレートの交付を受けてください。

また、車両の処分や所有者の変更をした場合は、廃車・名義変更の手続きが必要です。そのまま登録していると課税対象になります。忘れずに手続きをしてください。

租税についての正しい知識や理解を深めるために、全国納税貯蓄組合連合会が募集した「税についての作文」で、酒井 望有さん（三間中学校 3年）と西村 輝さん（宇和島南中学校 3年）が愛媛県納税貯蓄組合連合会長賞を受賞しました。1月号は酒井さん、2月号に西村さんの作文を掲載します。

安心して暮らせる未来のために

三間中学校 3年 酒井 望有

今年の春、消費税が5%から8%へと上がりました。100円ショップの品物は105円から108円に、500mlのペットボトルは150円から160円に値上がりしました。あまり変わっていないように思えますが、それでも母に言わせると、食事など1ヵ月分にするると全然違うそうです。中学生の私にとっても、限られた小遣いの中では、喜ばしいことではありません。何で増税するのだらうという思いの方が強くありました。

しかし、税のことを知っていくにつれ、損ばかりだと思っていた意識が変わっていきました。私たちが納めた税金は、社会保障や公共事業、教育のためなどに使われています。今年の夏、私の祖父は体調をくずし、入院しました。いつも私たちのために、おいしい野菜を作って持ってきてくれる祖父の入院は私にとって不安で、とても悲しく思えました。お見舞いに行くと、「勉強や部活動、頑張れよ。」と入院しているベッドの上でも、私を励ましてくれる祖父。祖父の元気な姿が早く見たいと思いました。

祖父は80歳を超えており、農業もしていますが、確かな収入源があるわけではありません。また、祖父と同じ病室には、他にも高齢の男性がいました。すると、祖父が教えてくれました。「入院しても税金のおかげで医療費も少なくて済むし、助かるねえ。救急車も無料やけんねえ。」

私は、この時改めて、税金のありがたさが分かり

ました。祖父の入院や治療費を支えてくれたのは税金です。高齢化社会が進んでいる今、お年寄りが安心して医療制度を受けることができるのは税金が納められているからです。祖父に限らず、私が病気やけがをした時の自己負担金も少なく済んでいるのです。もし、税金がなかったとしたら、どうなっていたでしょう。安心して病気にもなれず、病気になっても我慢して病院にも行くこともできずに不安な毎日を過ごすことになるでしょう。想像しただけでも恐いなあと思います。

今、私は両親や大人の人が納めている税金に支えられて立場にあります。しかし、将来、私が納める税金は、働くことで収入を得ることができなくなった高齢の自分や、私の子どもや孫を支えるものとなるのです。今は未来へと永遠につながっていき、安心して生活できるという確信をもつことができました。私は、もっと税について知りたいと思いました。税金を納める年齢になるまでに、税についての正しい知識を持ち、自分のため、みんなのためにきちんと税金を納められる大人になりたいと思います。

祖父が退院します。また、たくさんの野菜や私の大好きな果物が届くようになるでしょう。私は、祖父がもう1度野菜作りに生き生きと取り組む姿が見られることに、感謝したいです。

宇和島税務署からのお知らせ

【問合先】宇和島税務署 ☎22-4511

（自動音声案内に従って、用件の番号を選択してください）

<確定申告の無料相談会>

まもなく所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期です。四国税理士会宇和島支部・宇和島税務署・市税務課による相談会を開催します。ご利用ください。

【と き】2月6日(金)・9日(月)

(両日とも) 午前9時～正午、午後1時～4時

【と ころ】市役所 地下会議室

【対 象】譲渡所得がない人で、給与所得者、または年金受給者

【必要書類】▷確定申告書（税務署から送付された人のみ）▷「確定申告のお知らせ」または通知書（送付された人）▷所得の計算に必要な書類・源泉徴収票▷国民年金保険料などの社会保険料の支払証明ができるもの▷生命保険料などの控除証明書▷医療費の領収書（事前に集計したもの）・支払保険料などの証明書▷本人の口座番号のわかるもの（還付される場合のみ）▷前年分の申告書の控え（持っている人）▷利用者識別番号通知書などの保管用封筒（電子申告を利用したことのある人）▷印かん

<年金所得者の確定申告不要制度について>

年金所得者で、次のいずれの条件にも当てはまる場合、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

▷公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
▷公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下
※住民税の申告は必要です。
※所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。